

千葉県肝炎対策推進計画の 改定について

令和 4 年 7 月 1 3 日

千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会

疾病対策課感染症医療班

国の肝炎対策の概要

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する**基本理念**を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
⇔
意見

資料提出等、
要請
⇔
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・ 基本的な方向 ・ 肝炎予防 ・ 肝炎検査 ・ 肝炎医療体制
- ・ 人材育成 ・ 調査研究 ・ 医薬品研究 ・ 啓発人権
- ・ その他重要事項

1

出典：第29回 肝炎対策推進協議会資料（令和4年3月18日開催）

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

肝炎対策基本指針の概要

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

事項	項目	主な内容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

出典：第29回 肝炎対策推進協議会資料（令和4年3月18日開催）

指針改正の概要（1 / 2）

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

4

指針改正の概要（2 / 2）

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

5

千葉県肝炎対策推進計画の概要と改定方針

肝がん患者の減少と肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりを計画の基本とする

3つの柱

啓発支援事業

検査促進事業

医療推進事業

5つのポイント

正しい知識
の普及啓発

患者・家族
への相談支
援

早期発見
受診勧奨

確実な受診
の促進

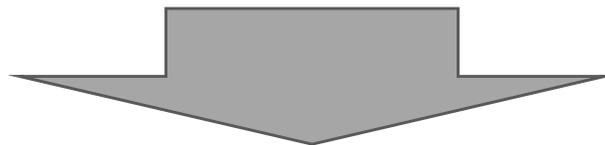
診療体制の
整備

千葉県肝炎対策推進計画の改定方針（案）

- ①千葉県肝炎対策推進計画の基本理念、3つの柱と5つのポイントを維持する。
- ②新たな課題に対しては、具体的方策に加える。
- ③事業目標を新たに設定する。

県計画の改定方針（国指針第1事項）

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。



県計画への反映方針

肝がん死亡率の減少を目標として設定する

(75歳未満年齢調整死亡率、人口10万人対)

※ 国指針では肝がんの「罹患率」を指標とするとされているが、目標設定や評価のしやすさから、本県においては肝がんの「死亡率」を指標として設定することとする。

県計画新旧対照表（抜粋）

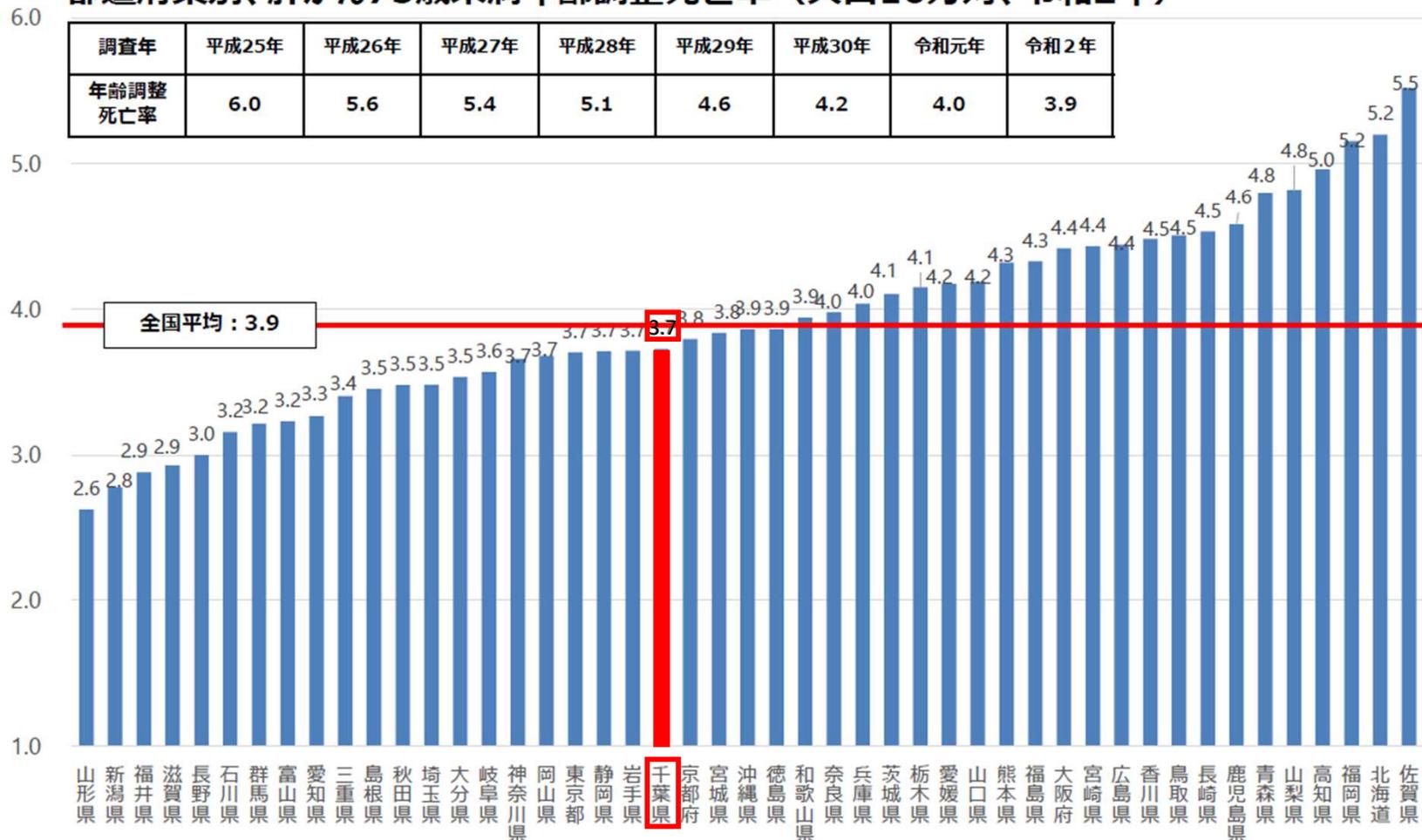
肝がん死亡率の減少を目標として設定する

新	新旧対照表P13	旧
<p>VI 目標</p> <p>～（略）～</p> <p>・ <u>肝がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）</u> <u>B型・C型ウイルス性肝炎から肝がんへの移行者を減少させることで、令和8年度までに、人工10万人対の肝がん75歳未満年齢調整死亡率を3.5未満に減少させます。</u> <u>（参考：令和2年度死亡率：3.7）</u></p>		<p>VI 目標</p> <p>（該当なし）</p>

千葉県がん死亡率（令和2年）

肝がん年齢調整死亡率

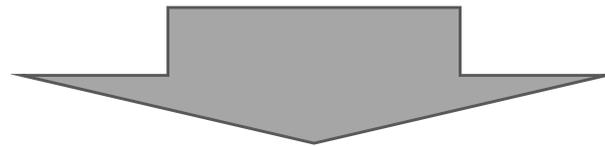
都道府県別、肝がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対、令和2年）



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（人口動態統計），部位別75歳未満年齢調整死亡率，部位：肝及び肝内胆管

県計画の改定方針（国指針第1事項）

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<p>○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。</p> <p>○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。</p>



県計画への反映方針

- 肝炎検査及び医療の「均てん化」を本文に盛り込む
- 千葉県の実情や特性に応じた内容を計画に盛り込む

県計画新旧対照表（抜粋）

肝炎検査及び医療の「均てん化」を本文に盛り込む（1 / 2）

新		旧
<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（1）検査体制の整備 ～（略）～</p> <p>②検査委託医療機関 県等は、医師会と連携し、医療機関における検査体制の更なる充実を図り、<u>肝炎ウイルス検査の均てん化を目指します。</u></p>	<p>新旧対照表P10</p>	<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（1）検査体制の整備 ～（略）～</p> <p>②検査委託医療機関 県等は、医師会と連携し、医療機関における検査体制の更なる充実を図ります。</p>

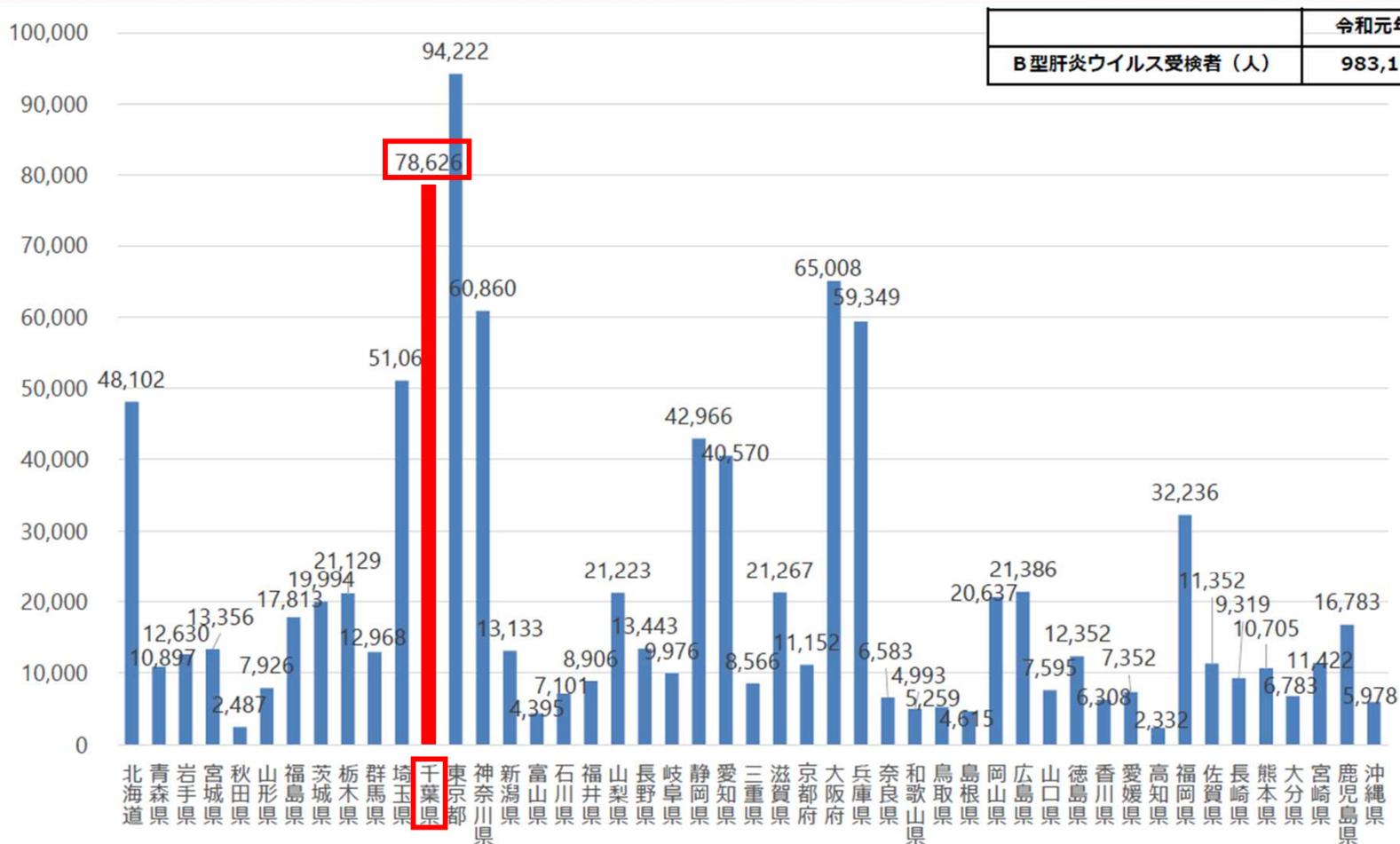
県計画新旧対照表（抜粋）

肝炎検査及び医療の「均てん化」を本文に盛り込む（2 / 2）

新	新旧対照表P12	旧
<p>2 医療推進事業 ～（略）～</p> <p>（2）診療体制の整備 ①医療連携体制の強化 県等は、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会と連携し、<u>肝炎医療の均てん化に資する</u>千葉肝疾患診療ネットワークの更なる強化を図ります。</p>		<p>2 医療推進事業 ～（略）～</p> <p>（2）診療体制の整備 ①医療連携体制の強化 県等は、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会と連携し、千葉肝疾患診療ネットワークの更なる強化を図ります。</p>

千葉県の実情・特性：検査数は高水準

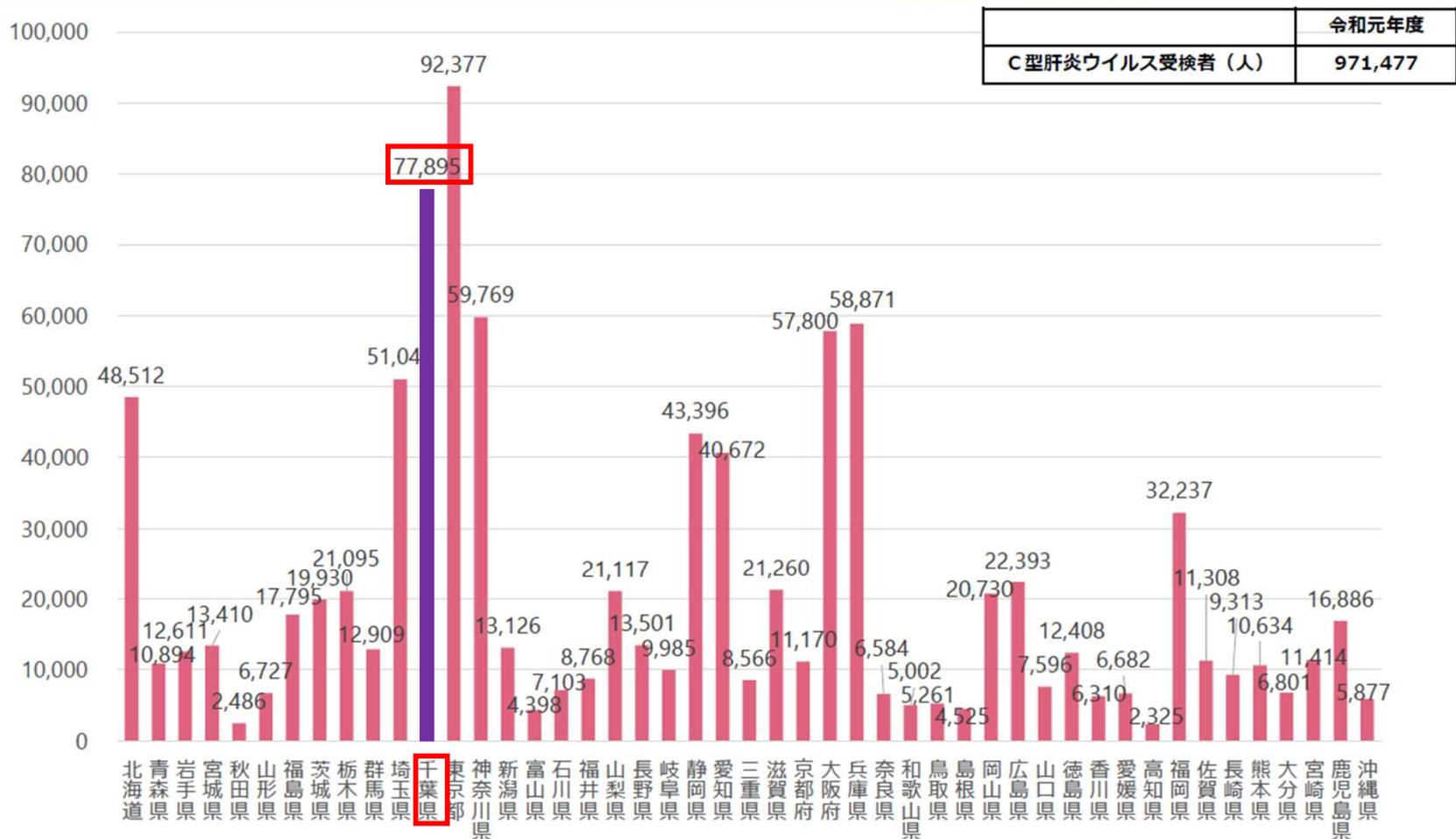
都道府県別のB型肝炎ウイルス検査の受検者数①（令和元年度）



健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

千葉県の実情・特性：検査数は高水準

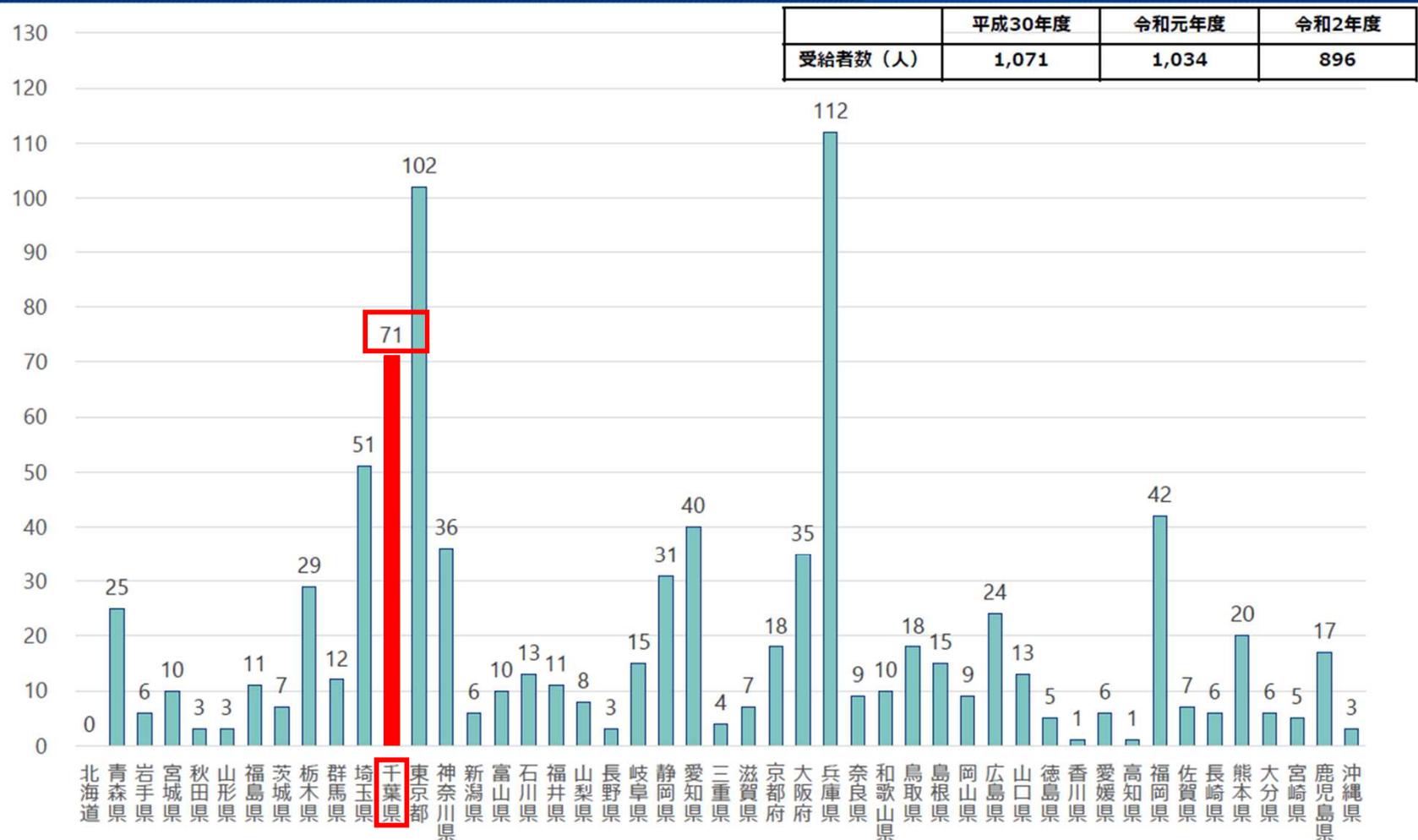
都道府県別のC型肝炎ウイルス検査の受検者数①（令和元年度）



健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

千葉県の実情・特性：検査費用助成は堅調

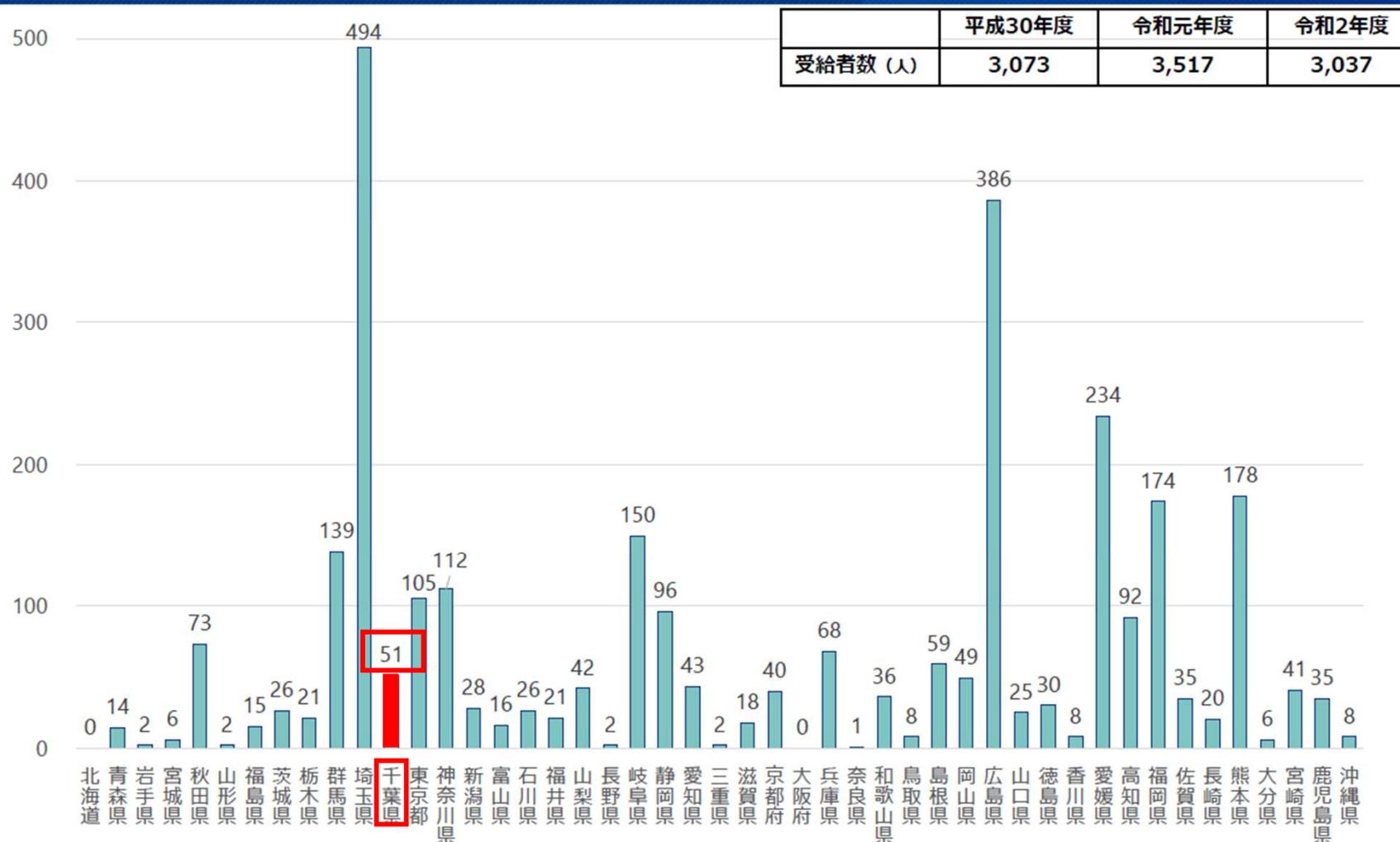
初回精密検査費用助成の受給者数（令和2年度）



「令和2年度特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

千葉県の実情・特性：検査費用助成は堅調

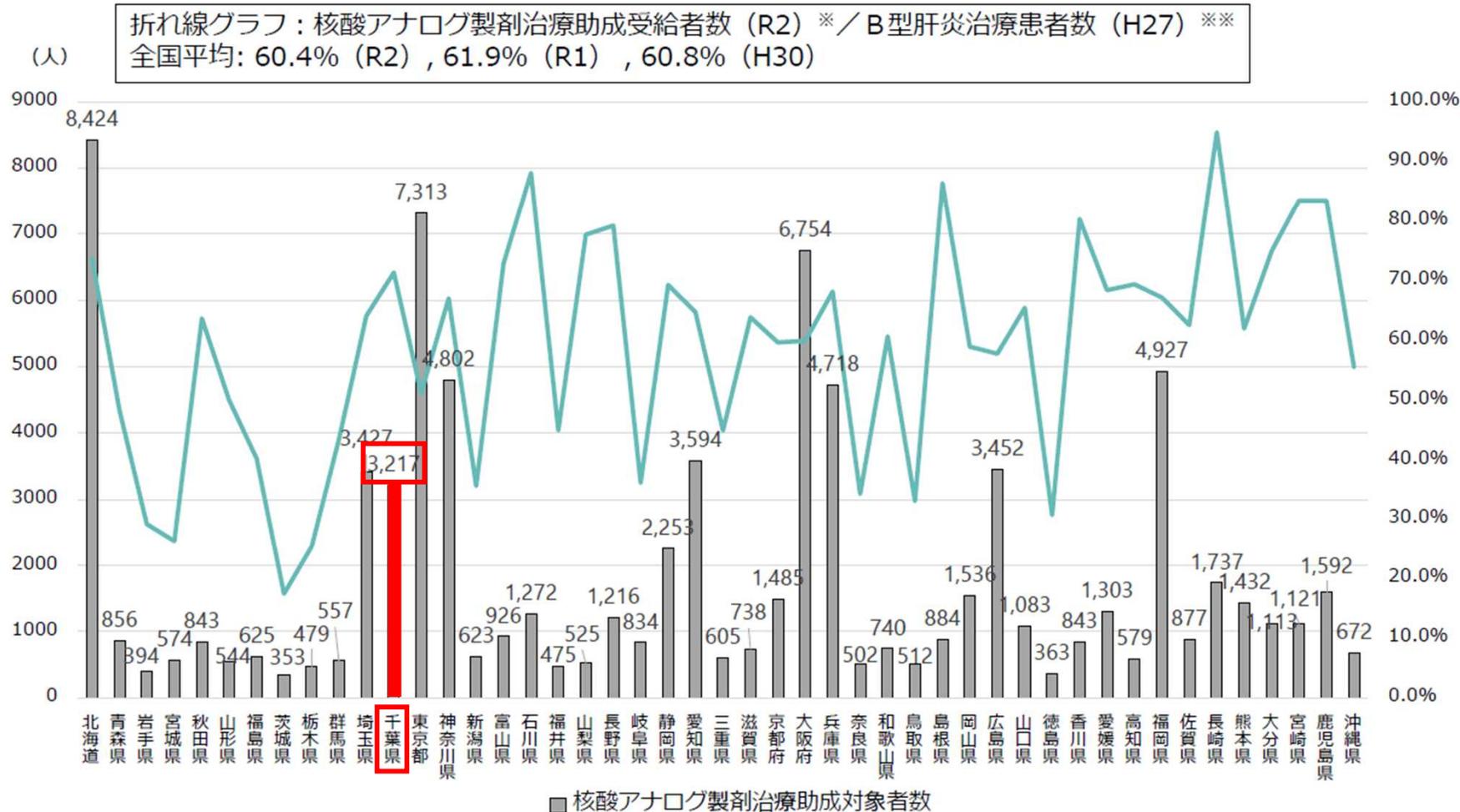
定期検査費用助成の受給者数（令和2年度）



「令和2年度特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

千葉県の実情・特性：医療費助成も堅調

令和2年度核酸アナログ製剤治療助成受給者の割合 (都道府県別)

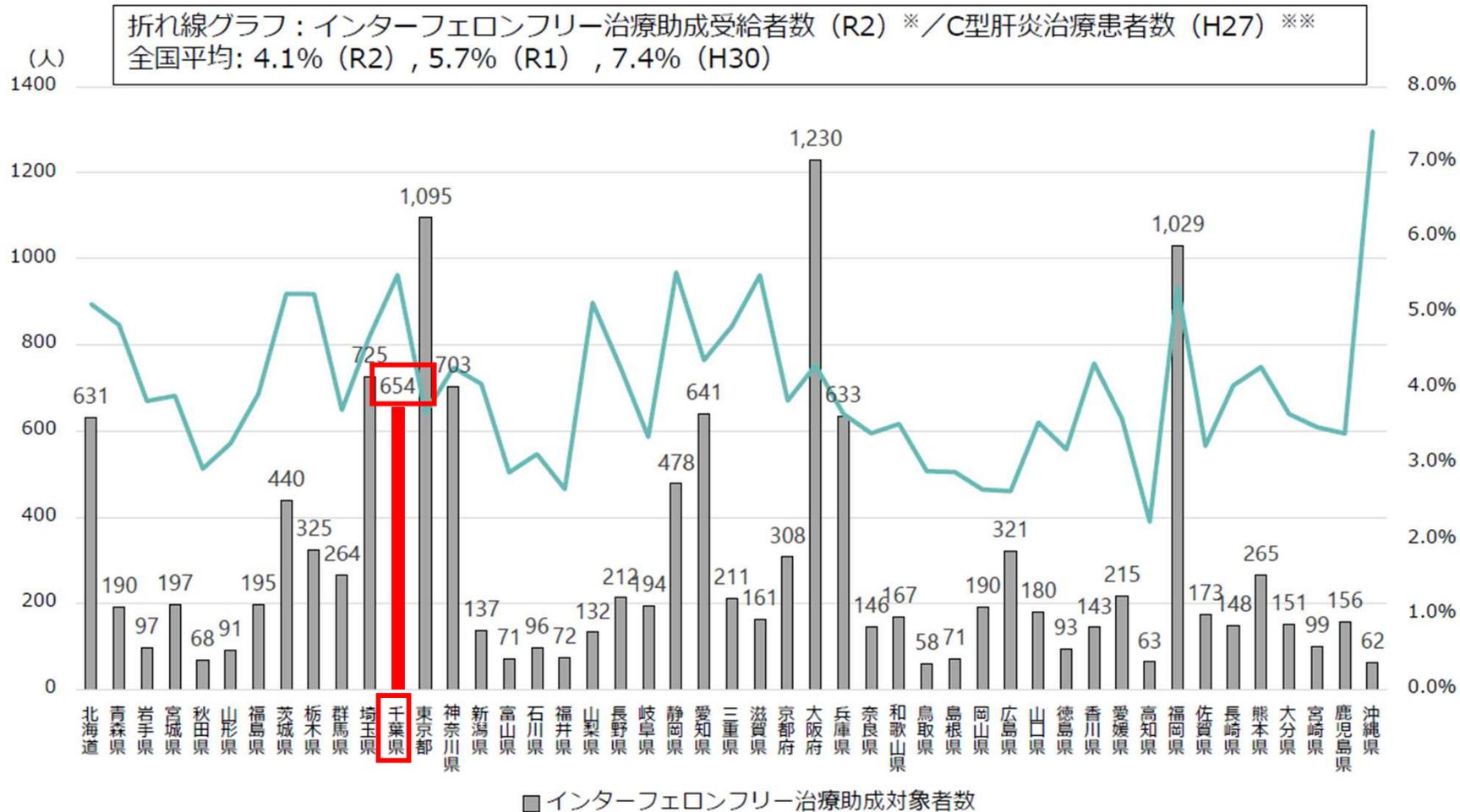


※「令和2年度肝炎医療費支払状況等調」（厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室調べ）より

※※「B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者における医療費等の実態調査」（平成28年度総括研究報告書研究代表者 伊藤澄信）より

千葉県の実情・特性：医療費助成も堅調

令和2年度インターフェロンフリー治療助成受給者の割合 (都道府県別)

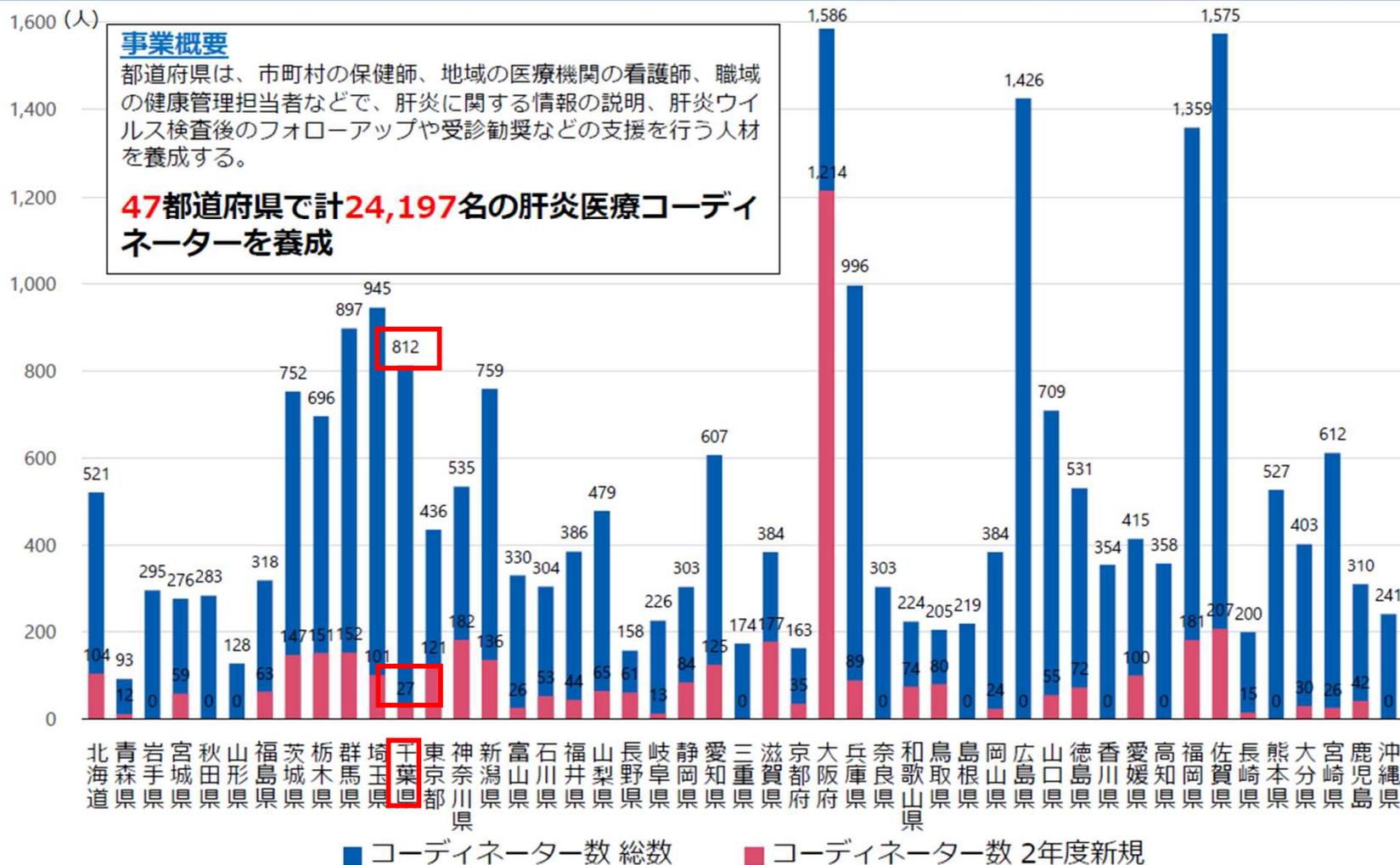


※「令和2年度肝炎医療費支払状況等調」（厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室調べ）より

※※「B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者における医療費等の実態調査」（平成28年度総括研究報告書研究代表者 伊藤澄信）より

千葉県の実情・特性：総養成者数は多い

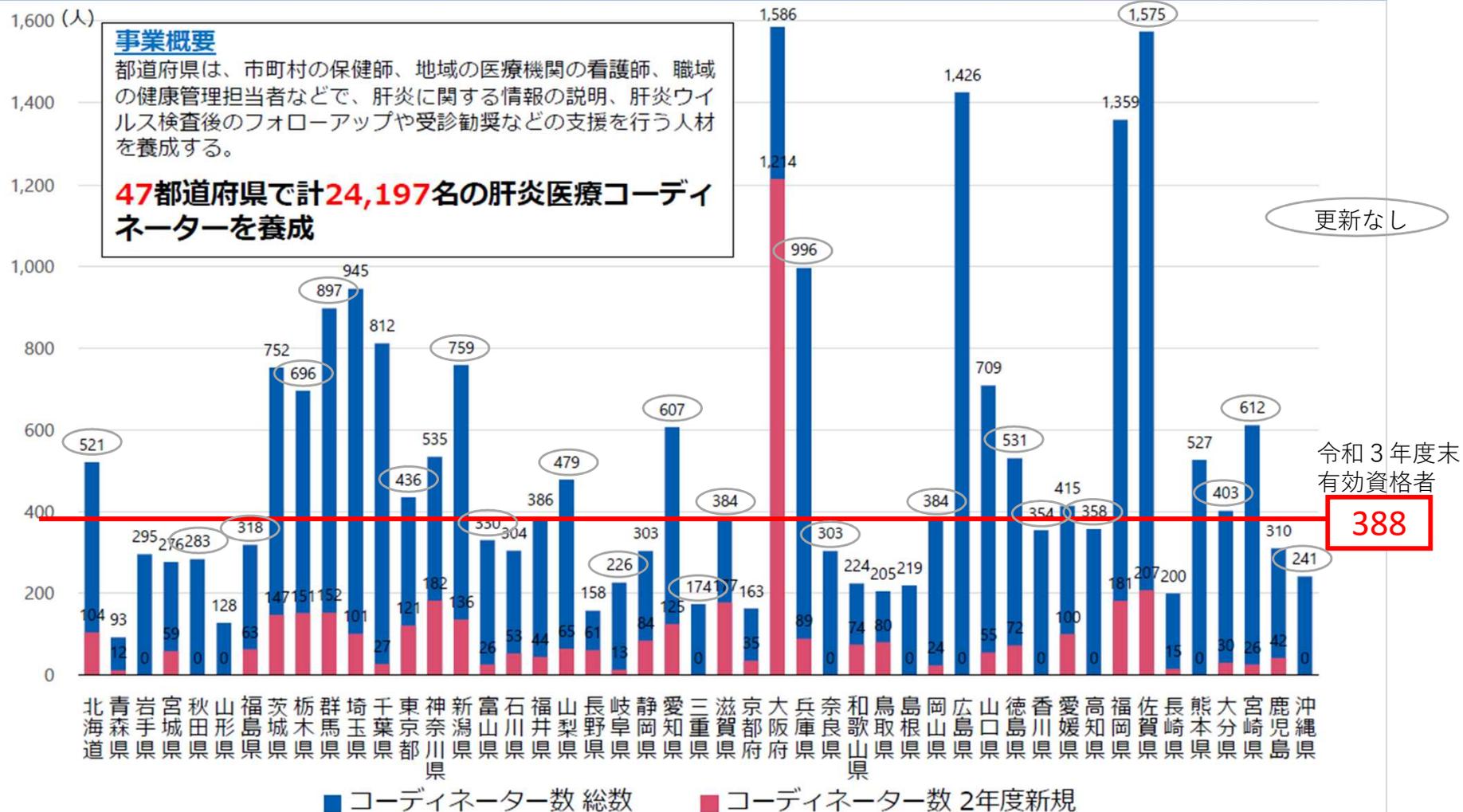
肝炎医療コーディネーターの養成数



「令和3年度肝炎対策に関する調査（調査対象令和2.4.1～令和3.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

千葉県の実情・特性：有効資格者は低水準

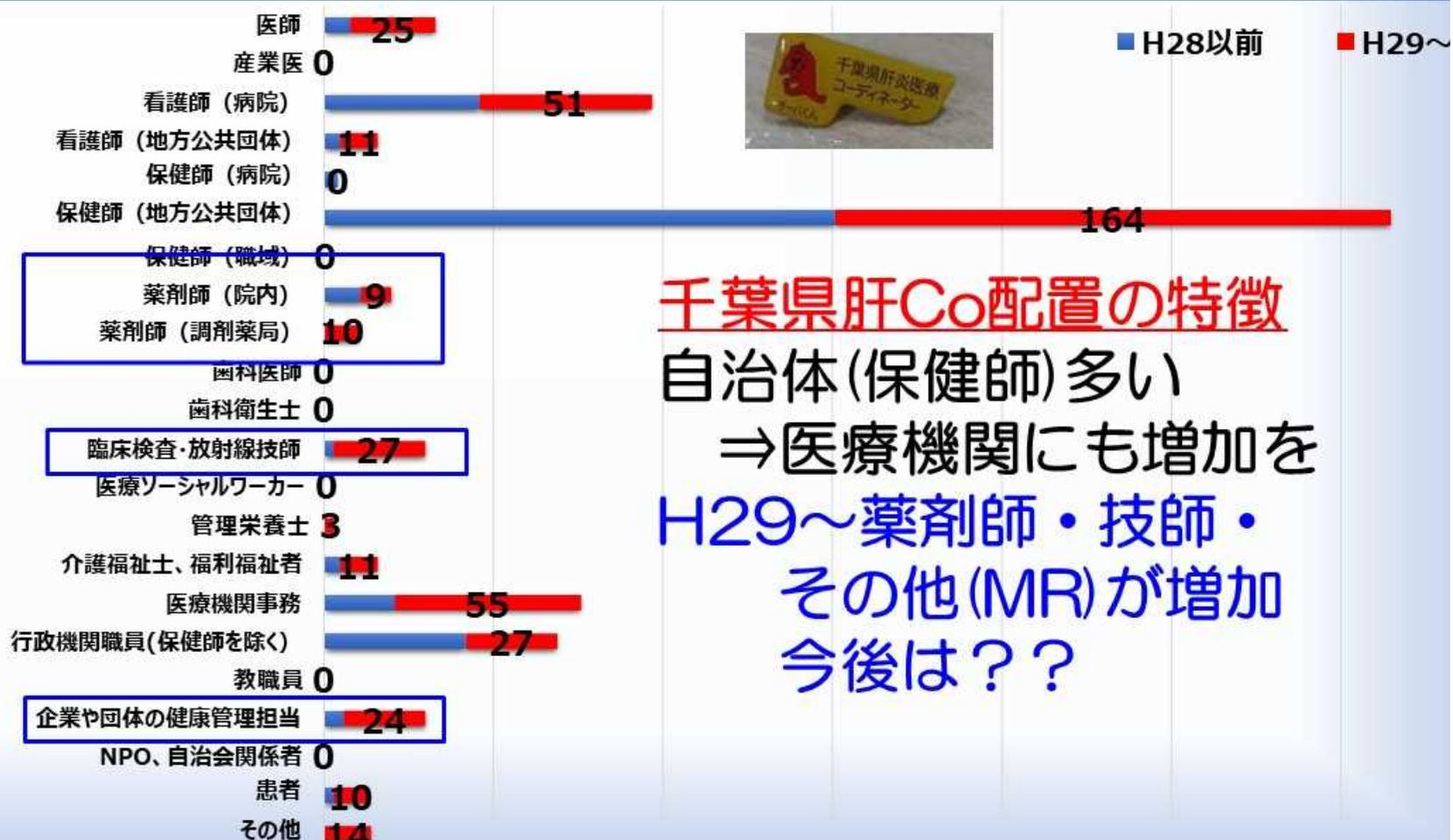
肝炎医療コーディネーターの養成数



「令和3年度肝炎対策に関する調査（調査対象令和2.4.1～令和3.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

千葉県の実情・特性：継続率も低い

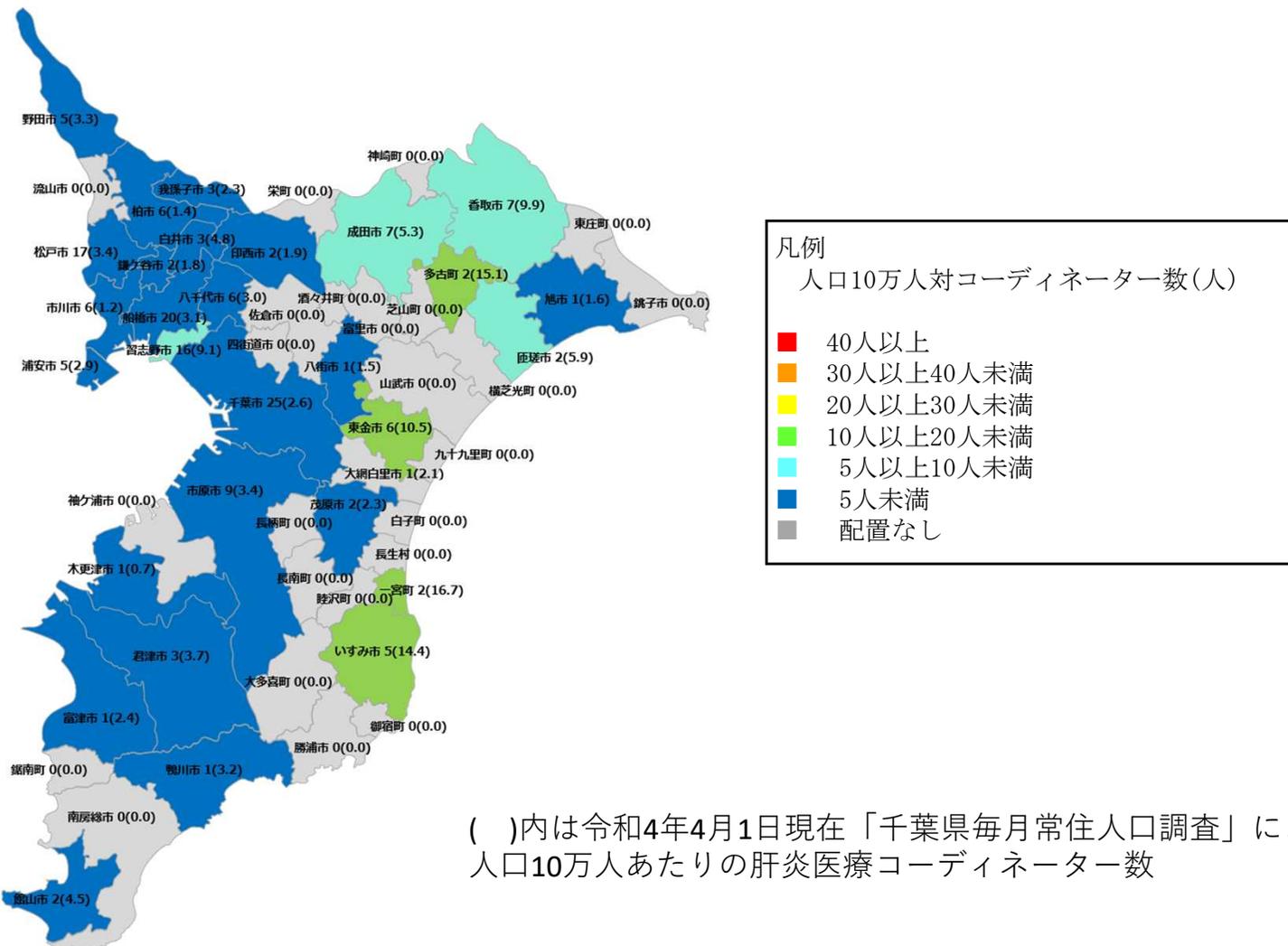
千葉県肝Coの現状(349名+H29~441名)
 ⇒349名中継続は44名(12%)のみ・・・



出典：2021年度 千葉県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会資料

千葉県の実情・特性：医療関係者が手薄

市町村別肝炎医療コーディネーター（医療機関関係者）配置数（令和3年度末時点）



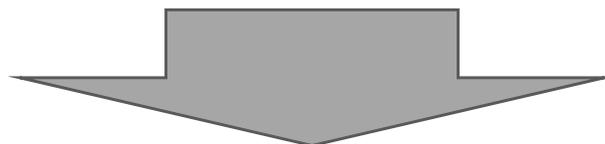
()内は令和4年4月1日現在「千葉県毎月常住人口調査」による人口10万人あたりの肝炎医療コーディネーター数

千葉県の実情・特性

千葉県の課題

肝炎医療コーディネーターの育成・活動支援

- 有効資格者数が少ない（≒継続率が低い）
- 医療機関関係者が少ない



県計画への反映方針

- ・ 研修機会の拡大、活動の支援を本文に盛り込む
- ・ 医療機関への配置率を目標として設定する

県計画新旧対照表（抜粋）

研修機会の拡大、活動の支援を本文に盛り込む

新		旧
<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（3）陽性者フォローアップ ～（略）～</p> <p>②コーディネーター 県は、拠点病院、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるコーディネーター等の人材の育成に取り組みます。コーディネーター養成のための研修会の受講機会を拡大することで、新規のコーディネーターの増加、既存のコーディネーターの継続率の向上を目指します。また、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎に関する正しい知識などの情報をコーディネーターから発信できるよう、研修内容を充実させることも目指します。 あわせて、養成したコーディネーターの活躍を推進するため、活動の支援を行います。 (削除)</p>		<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（3）陽性者フォローアップ ～（略）～</p> <p>②コーディネーター 県は、拠点病院、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるコーディネーター等の人材の育成に取り組みます。 あわせて、フォローアップ事業参加同意者等の精密検査受診率の把握に努めていきます。</p>

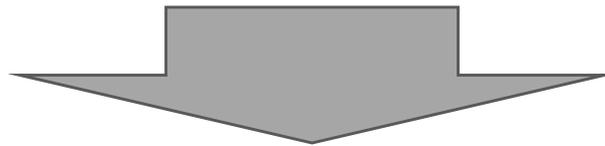
県計画新旧対照表（抜粋）

医療機関への配置率を目標として設定する

新	新旧対照表P13	旧
<p>VI 目標</p> <p>～（略）～</p> <p>・ <u>指定医療機関における肝炎医療コーディネーター配置率</u> <u>令和8年度までに、肝疾患指定医療機関（令和4年2月時点で235医療機関）に一人以上の肝炎医療コーディネーターが配置されるよう養成します。</u> <u>（参考：令和2年度末時点 19%）</u></p>		<p>VI 目標</p> <p>～（略）～</p> <p>・ コーディネーター研修会の回数 年間に、コーディネーター研修会を2回以上実施します。 （参考：平成27年度開催数 2回）</p>

県計画の改定方針（国指針第2事項）

第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。
----	-------------------	--



県計画への反映方針

インターフェロンフリー治療の推進を本文に盛り込む

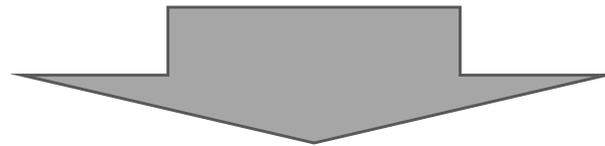
県計画新旧対照表（抜粋）

インターフェロンフリー治療の推進を本文に盛り込む

新	新旧対照表P11～12	旧
<p>3 医療推進事業</p> <p>肝炎ウイルス<u>に対する（削除）</u>抗ウイルス療法は日々進歩しており、適切な医療を受けることで、<u>ウイルスの増殖を抑えることや、</u>ウイルスを体内から排除することが（削除）可能となってきています。</p> <p>肝硬変や肝がんといったより重篤な病態への進行を予防し、または、遅らせ、更には二次感染の拡大防止にもつなげるために、今後も検査結果が陽性になった者への確実な受診の促進、<u>インターフェロンフリー治療の推進等による</u>医療水準の向上、患者の医療費負担の軽減などに取り組みます。</p> <p>～（略）～</p> <p>（2）診療体制の整備 ～（略）～</p> <p>④インターフェロンフリー治療の推進 県は、C型肝炎ウイルスを高い確率で体内から排除できるインターフェロンフリー治療をより多くのC型肝炎患者が選択できるよう推進するため、拠点病院等と連携し、治療のために必要な診断書を作成できる医師の条件を緩和する等の取組を実施します。</p>	<p>3 医療推進事業</p> <p>肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法は、日々進歩をしており、適切な医療を受けることで、ウイルスを体内から排除することができ、治療することが可能となってきています。</p> <p>肝硬変や肝がんといったより重篤な病態への進行を予防し、または、遅らせ、更には二次感染の拡大防止にもつなげるために、今後も検査結果が陽性になった者への確実な受診の促進、医療水準の向上、患者の医療費負担の軽減などに取り組みます。</p> <p>～（略）～</p> <p>（2）診療体制の整備 ～（略）～</p> <p>（該当なし）</p>	

県計画の改定方針（国指針第3事項）

第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
----	--------------------------	--



県計画への反映方針

効果的な普及啓発について本文に盛り込む

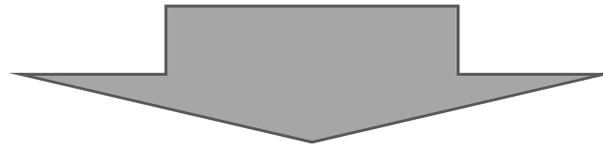
県計画新旧対照表（抜粋）

効果的な普及啓発について本文に盛り込む

新		旧
<p>1 普及啓発事業 ～（略）～</p> <p>（1）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 ～（略）～</p> <p>①肝炎デー、肝臓週間に連携した普及啓発 県等は、全ての県民に対し、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎に係る正しい理解が進むよう、毎年7月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を推進します。</p> <p>あわせて、国や市町村と連携し、医療関係者、肝炎患者等の協力も得ながら、<u>若者や高齢者といった年代に応じて手法を変えるなど</u>、効果的な普及啓発を行います。</p>		<p>1 普及啓発事業 ～（略）～</p> <p>（1）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 ～（略）～</p> <p>①肝炎デー、肝臓週間に連携した普及啓発 県等は、全ての県民に対し、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎に係る正しい理解が進むよう、毎年7月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を推進します。</p> <p>あわせて、国や市町村と連携し、医療関係者、肝炎患者等の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行います。</p>

県計画の改定方針（国指針第5事項）

第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
----	----------------------------	--



県計画への反映方針

活動の支援を本文に盛り込む（第1事項と共通）

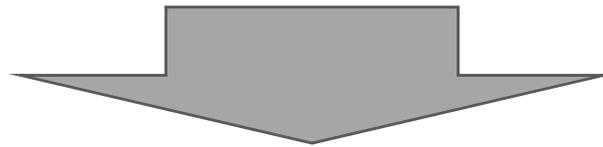
県計画新旧対照表（抜粋・再掲）

研修機会の拡大、活動の支援を本文に盛り込む

新	新旧対照表P11	旧
<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（3）陽性者フォローアップ ～（略）～</p> <p>②コーディネーター 県は、拠点病院、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるコーディネーター等の人材の育成に取り組みます。コーディネーター養成のための研修会の受講機会を拡大することで、新規のコーディネーターの増加、既存のコーディネーターの継続率の向上を目指します。また、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎に関する正しい知識などの情報をコーディネーターから発信できるよう、研修内容を充実させることも目指します。 あわせて、養成したコーディネーターの活躍を推進するため、活動の支援を行います。 (削除)</p>		<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（3）陽性者フォローアップ ～（略）～</p> <p>②コーディネーター 県は、拠点病院、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるコーディネーター等の人材の育成に取り組みます。 あわせて、フォローアップ事業参加同意者等の精密検査受診率の把握に努めていきます。</p>

県計画の改定方針（国指針第8事項）

第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
----	-------------------------------------	--



県計画への反映方針

職域の検査における患者の人権尊重について本文に盛り込む

- ※ 正しい知識の普及による差別の解消については
 - 1 啓発支援事業
 - (2) 肝炎患者及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実において述べているため、新たな文言は追加しない。

県計画新旧対照表（抜粋）

職域の検査における患者の人権尊重について本文に盛り込む

新		旧
新旧対照表P11		
<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（2）受検勧奨の促進 ～（略）～</p> <p>②労働者に対する受検勧奨 県は、国と相互に協力して、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図ります。<u>また、検査結果についてはプライバシーに配慮して扱うよう、併せて働きかけます。</u></p>		<p>2 検査促進事業 ～（略）～</p> <p>（2）受検勧奨の促進 ～（略）～</p> <p>②労働者に対する受検勧奨 県は、国と相互に協力して、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図ります。</p>

県計画の改定方針（その他の事項）

改定事項

- 基本指針の内容を「はじめに」へ反映させる
 - 「若年層への予防等に関する普及啓発」の項目について、指針において表現が変更された部分を反映させる
 - 県が実施する費用助成（精密検査・医療費）制度の周知について本文に盛り込む
-
- 各種体裁を整える（新旧対照表の抜粋は割愛）
 - 年度標記や統計データを更新する
 - 表記ゆれや名称、組織の変更があったものを訂正する

県計画新旧対照表（抜粋）

基本指針の内容を「はじめに」へ反映させる

新		旧
<p>I はじめに ～（中略）～</p> <p>昨今では、<u>（削除）患者支援が充実されるとともに、自治体による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が一定の効果을上げてきた一方で、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化（地域によってかたよりのないよう、等しく向上させること）を一層推進すべきである（削除）こと、国民の肝炎に関する理解や知識が十分でない（削除）ことなどが課題となっており、この指針は令和4年3月（削除）に改正されました。</u></p> <p>～（後略）～</p>		<p>I はじめに ～（中略）～</p> <p>昨今では、C型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実されてきた一方で、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ることなどが課題となっており、この指針は平成28年6月に改正されました。</p> <p>～（後略）～</p>

県計画新旧対照表（抜粋）

「若年層への予防等に関する普及啓発」の項目について、指針において表現が変更された部分を反映させる

新	新旧対照表P8	旧
<p>1 啓発支援事業 ～（中略）～</p> <p>（1）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 ～（中略）～</p> <p>②（削除）<u>予防のための（削除）</u>普及啓発 県等は、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、（削除）<u>成人期の感染であっても</u>慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴あけ<u>及びいわゆるアートメイク</u>等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為について（削除）、市町村と連携し、<u>正しい知識と理解を深めるための</u>普及啓発を推進します。</p>	<p>1 啓発支援事業 ～（中略）～</p> <p>（1）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 ～（中略）～</p> <p>②若年層への予防等に関する普及啓発 県等は、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、従来に比し、感染が慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対し、市町村と連携し、普及啓発を推進します。</p>	

（参考）指針第8事項(2)エ

国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

県計画新旧対照表（抜粋）

県が実施する費用助成（精密検査・医療費）制度の周知について 本文に盛り込む（1 / 2）

新	新旧対照表P10	旧
<p>2 検査促進事業 ～（中略）～</p> <p>（2）受検勧奨の促進 ～（中略）～</p> <p>③医療機関による説明 県等は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果や検査費用助成制度について、受検者に適切に説明を行うよう依頼します。</p>		<p>2 検査促進事業 ～（中略）～</p> <p>（2）受検勧奨の促進 ～（中略）～</p> <p>③医療機関による説明 県等は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、受検者に適切に説明を行うよう依頼します。</p>

県計画新旧対照表（抜粋）

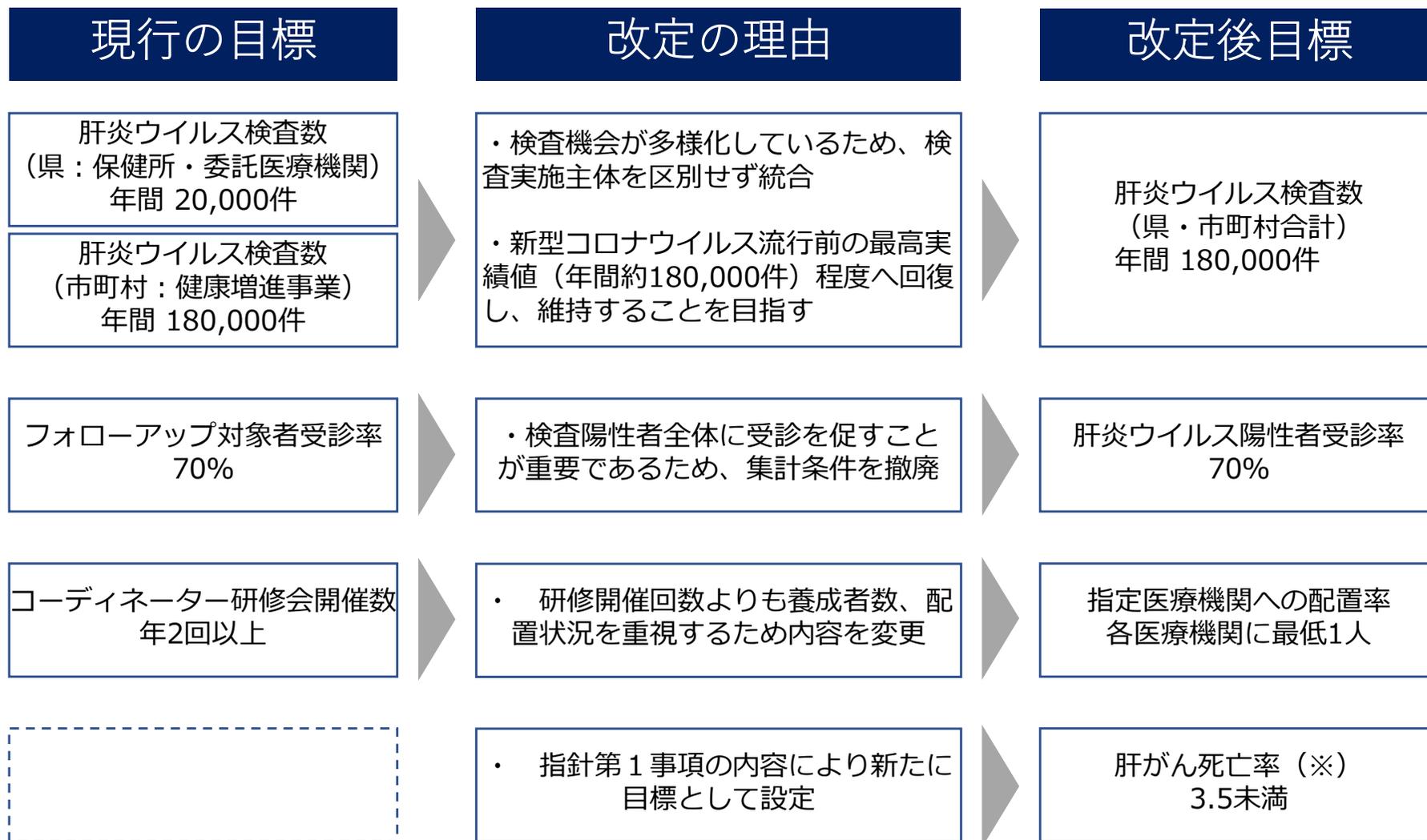
県が実施する費用助成（精密検査・医療費）制度の周知について 本文に盛り込む（2 / 2）

新	新旧対照表P12	旧
<p>2 医療推進事業 ～（中略）～</p> <p>（2）診療体制の整備 ～（中略）～</p> <p>③肝炎医療費助成制度等活用の推進 県は、患者の医療費負担を低減し効果的な医療を継続することができるよう、市町村や（削除）コーディネーター等の協力を得ながら引き続き抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成制度等の活用を推進します。 <u>また、肝炎及び肝がんの患者が利用できる助成制度等についてのポスターやリーフレットを医療機関等へ配付し、医療費助成制度等の周知を図ります。</u></p>		<p>2 医療推進事業 ～（中略）～</p> <p>（2）診療体制の整備 ～（中略）～</p> <p>③肝炎医療費助成制度等活用の推進 県は、患者の医療費負担を低減し効果的な医療を継続することができるよう、市町村及びコーディネーター等の協力を得ながら引き続き抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成制度等の活用を推進します。</p>

新たな事業目標の設定

事業目標	目標値 令和8年度まで
肝炎ウイルス検査数 (県・市町村実施分合計)	年間 180,000件
肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診率	70%
県内肝疾患指定医療機関への 肝炎医療コーディネーター配置率	各医療機関に最低1人
肝がん死亡率 (75歳未満年齢調整、人口10万人対)	3.5未満

新たな事業目標の設定



※ B型、C型肝炎を原因とする肝がん死亡者数の減少を目指す

※ 75歳未満年齢調整死亡率、人口10万人対

今後のスケジュール（案）

